

# 国立大学法人島根大学の役職員の報酬・給与等について

## I 役員報酬等について

### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

#### ① 平成24年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

〔 期末特別手当(賞与)の額について、役員給与規程において、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及び役員の職務実績を勘案し、経営協議会の議を経て、学長が、その額の100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することができることとしている。〕

#### ② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)に基づく国家公務員の給与見直しに関連して講じた措置(以下、「給与臨時特例措置」という。)は、以下のとおりである。

- ・実施期間:平成24年6月～平成26年3月
- ・俸給表関係の措置の内容:本給・・・平成24年度(▲11.72%)  
平成25年度(▲9.77%)
- ・諸手当関係の措置の内容:期末特別手当及び非常勤役員手当・・・(▲9.77%)
- ・国と異なる措置の概要:平成24年度は、国より実施期間が短いため、減額率を▲11.72%とした。

理事

法人の長と同様に改定

理事(非常勤)

法人の長と同様に改定

監事

法人の長と同様に改定

監事(非常勤)

法人の長と同様に改定

### 2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成24年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)		就任	退任	
法人の長	千円 15,922	千円 11,423	千円 4,071	千円 427 (通勤手当)	4月1日		
A理事	千円 12,474	千円 9,030	千円 3,218	千円 225 (通勤手当)	4月1日		
B理事	千円 12,278	千円 9,030	千円 3,218	千円 28 (通勤手当)	4月1日		
C理事	千円 12,249	千円 9,030	千円 3,218	千円 0 ( )	4月1日		
D理事	千円 12,621	千円 9,030	千円 3,218	千円 24 (通勤手当) 348 (単身赴任手当)	4月1日		
E理事	千円 10,532	千円 6,656	千円 2,695	千円 138 (扶養手当) 163 (地域手当) 244 (広域異動手当) 636 (単身赴任手当)		3月30日	◇
F理事 (非常勤)	千円 1,082	千円 1,082	千円 0	千円 0 ( )			
A監事	千円 10,791	千円 7,796	千円 2,778	千円 216 (通勤手当)			
B監事 (非常勤)	千円 1,082	千円 1,082	千円 0	千円 0 ( )			

注1:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄。

注3:「地域手当」とは、就任直前に民間の給与水準が本学より高い地域に在勤していた役員に支給しているものである。

注4:「広域異動手当」とは、勤務箇所を異にして異動した場合で、住居と勤務箇所がいずれも60キロメートル以上であるときに当該異動等の日から3年を経過するまでの間支給しているものである。

### 3 役員退職手当の支給状況(平成24年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円 12,660 (66,891)	年 8 (35)	月 0 (3) H24.3.31	-	役員退職手当規程に基づき、当該役員の業績に応じて行う退職手当の増減について、経営協議会の議を経たうえで、増減しないことを決定した。	
理事A	千円 3,753 (52,789)	年 3 (44)	月 0 (10) H24.3.31	-	役員退職手当規程に基づき、当該役員の業績に応じて行う退職手当の増減について、経営協議会の議を経たうえで、増減しないことを決定した。	
理事B	千円 3,753 (30,563)	年 3 (21)	月 0 (0) H24.3.31	-	役員退職手当規程に基づき、当該役員の業績に応じて行う退職手当の増減について、経営協議会の議を経たうえで、増減しないことを決定した。	
理事C	千円 3,753 (52,789)	年 3 (42)	月 0 (0) H24.3.31	-	役員退職手当規程に基づき、当該役員の業績に応じて行う退職手当の増減について、経営協議会の議を経たうえで、増減しないことを決定した。	
監事	千円	年	月		該当者なし	

注1:法人の長、理事A、理事B及び理事Cについては、役員在職期間を役員退職手当規程に適用させて算出した金額を記載するとともに、括弧内に、役員在職期間に職員在職期間を通算した期間(「法人での在職期間」欄の括弧の期間)をもって当該役員の在職期間として算出した金額を記載した。

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 人件費管理の基本方針

1. 人員削減も含めた組織や人事制度の見直しにより積極的な人件費の抑制に努める。
2. 外部資金等自己収入の獲得により総収入額に占める人件費率の抑制に努める。
3. セグメント(学部, 施設等)単位で人件費を配分する自己管理方式を原則とし, 執行上の工夫と財源確保のための自助努力を推進する。

#### ② 職員給与決定の基本方針

##### ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与制度を準用していることから, 給与水準の決定にあたっては国家公務員の給与改定に準じて改定を実施する。

##### イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

昇給, 昇格の実施及び勤勉手当の成績率の決定にあたり, 個人評価処遇反映のためのガイドラインに基づき, 評価結果を勤務成績に反映させる。

ただし, 平成24年度及び平成25年度は, 給与臨時特例措置に対応するため, 勤勉手当の成績優秀者制度は実施しない。

[能率, 勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
俸給 (昇給)	1月1日に, 昇給日前1年間における5段階(V~I)の勤務成績に応じた号俸数に昇給させることができる。
俸給 (昇格)	従事する職務に応じ, かつ, 総合的な能力の評価により上位の級に昇格させる。
賞与: 勤勉手当 (査定分)	基準日(6月1日, 12月1日)以前6箇月以内の期間における勤務成績に応じて決定される支給割合(成績率)に基づき支給する。

#### ウ 平成24年度における給与制度の主な改正点

給与臨時特例措置は, 以下のとおりである。

(職員について)

- ・実施期間: 平成24年6月~平成26年3月
- ・俸給表関係の措置の内容: 俸給月額・平成24年度(▲3.73%, ▲6.08%, ▲7.65%)  
平成25年度(▲3.05%, ▲4.97%, ▲6.25%)
- ・諸手当関係の措置の内容: 俸給の特別調整額・(▲10%)  
教職調整額, 地域手当, 広域異動手当, 特地勤務手当及び  
特地勤務手当に準ずる手当・(俸給月額と同率)  
期末手当, 勤勉手当及び期末特別手当・(▲9.77%)

・国と異なる措置の概要:

- ① 病院の経営判断により, 医学部附属病院に所属する医療職員については, 減額後の俸給月額等のほか, 減額前の俸給月額等との差額に相当する額を支給した。
- ② 職員組合との交渉で, 生活への影響が大きい俸給月額等の減額率を少しでも緩和するため, 勤勉手当の成績優秀者制度を2年間は実施せず, それに充てる財源を減額率緩和のために充当した。
- ③ 国からの協力要請額が, 本学が想定した不足額を下回ったため, その差額を対象となった職員に, 復興対応一時金として平成25年3月28日に支給した。

(役員について)

「I-1-② 役員報酬基準の改定内容」を参照のこと。

## 2 職員給与の支給状況

### ① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
千円	千円	千円	千円	千円		
常勤職員	1471	43.8	5,954	4,540	45	1,414
事務・技術	328	45.5	5,094	3,910	68	1,184
教育職種 (大学教員)	616	47.9	7,446	5,661	35	1,785
医療職種 (病院医師)	該当なし					
医療職種 (病院看護師)	294	39.4	4,772	3,613	40	1,159
教育職種 (附属義務教育学校教員)	46	40.9	6,047	4,690	62	1,357
医療職種 (病院医療技術職員)	96	38.3	4,635	3,520	50	1,115
その他医療職種 (医療技術職員)	1					
その他医療職種 (看護師)	2					
技能・労務職種	9	56.4	4,776	3,661	47	1,115
医療職種 (特例看護職員)	79	28.2	3,997	3,132	19	865

再任用職員	17	62.7	2,829	2,439	66	390
事務・技術	10	62.9	2,687	2,324	79	363
教育職種 (大学教員)	該当なし					
医療職種 (病院医師)	該当なし					
医療職種 (病院看護師)	2					
医療職種 (病院医療技術職員)	1					
技能・労務職種	4	62.8	2,688	2,319	37	369

非常勤職員	5	52.3	5,096	3,966	15	1,130
事務・技術	該当なし					
教育職種 (大学教員)	5	52.3	5,096	3,966	15	1,130
医療職種 (病院医師)	該当なし					
医療職種 (病院看護師)	該当なし					
技能・労務職種	該当なし					

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

注3:「医療職種(医療技術職員)」とは、病院部門において栄養士、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師等の業務を行う職種を示す。

注4:「その他医療職種(看護師)」とは、病院以外の部門において看護師、保健師の業務を行う職種を示す。

注5:「その他医療職種(医療技術職員)」とは、病院以外の部門において、栄養士、臨床検査技師の業務を行う職種を示す。

注6:「技能・労務職種」とは、自動車運転手、医療機器操作員、検査助手、剖検助手、看護助手、守衛等の業務を行う職種を示す。

注7:「医療職種(特例看護職員)」とは、病院職種(病院看護師)と同種の業務であるが、給与形態が異なる職種である。

注8:常勤職員の「その他医療職種(看護師)」及び「その他医療職種(医療技術職員)」、再任用職員の「医療職種(病院看護師)」及び「医療職種(病院医療技術職員)」は、該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項について記載していない。

注9:在外職員及び任期付職員の区分については、該当者がいないため、表を省略した。

### ① 職種別支給状況(年俸制適用者)

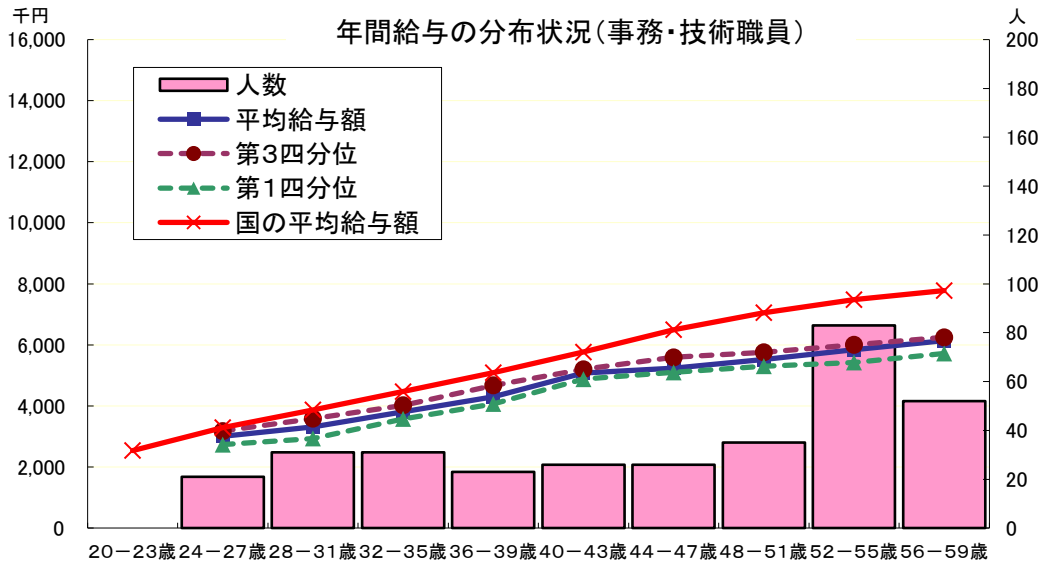
区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
任期付職員	人 51	歳 34.3	千円 4,404	千円 4,057	千円 19	千円 347
事務・技術	人 該当なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人 5	歳 56.1	千円 10,167	千円 10,167	千円 57	千円 0
医療職種 (病院医師)	人 該当なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当なし	歳	千円	千円	千円	千円
病院診療職員 (医員)	人 37	歳 32.9	千円 3,792	千円 3,314	千円 18	千円 478
病院診療職員 (研修医)	人 9	歳 27.9	千円 3,720	千円 3,720	千円 0	千円 0

注1:「病院診療職員(医員)」とは、医学部附属病院において主として診療業務に従事するほか、必要に応じ、診療を通じて臨床教育の補助及び診療に関する研究に従事する医師または歯科医師のことをいう。

注2:「病院診療職員(研修医)」とは、医学部附属病院において医師法(昭和23年法律第201号)または歯科医師法(昭和23年法律第202号)に定める臨床研修に従事させるために雇用する医師または歯科医師のことをいう。

注3:常勤職員、在外職員、再任用職員及び非常勤職員の区分については、該当者がいないため、表を省略した。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))  
 [在外職員, 任期付職員及び再任用職員を除く。以下, ⑤まで同じ。]



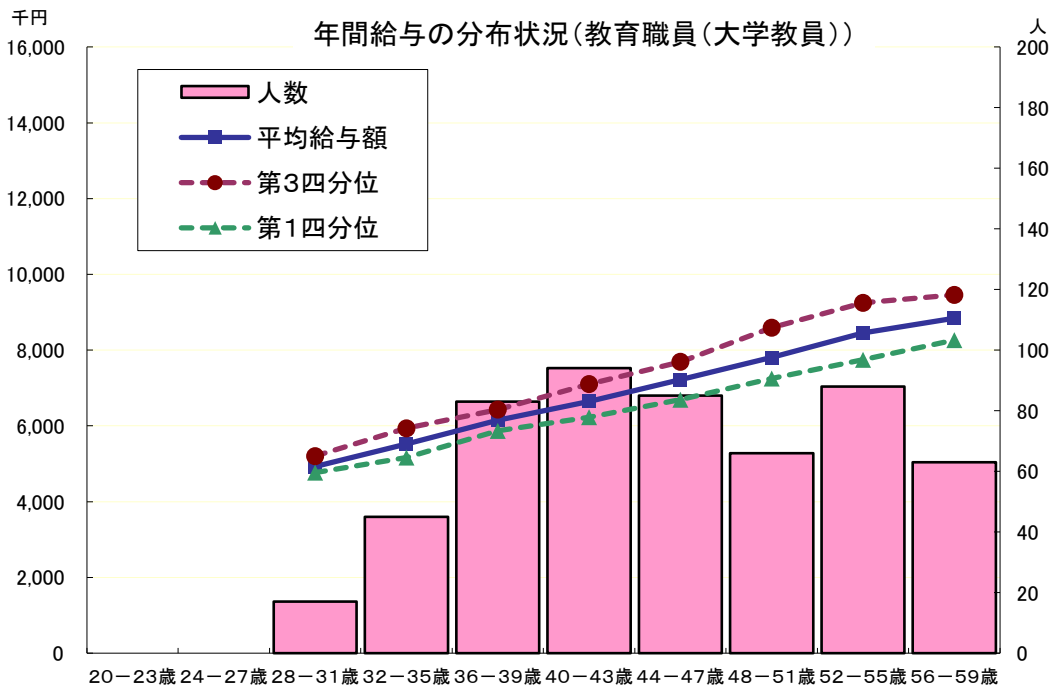
注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下, ⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	千円		千円	第3分位
部長	3	56.2	-	-	8,849	-	-
課長	19	54.8	7,055	7,285	7,285	7,639	7,639
課長補佐	38	55.1	5,776	5,934	5,934	6,062	6,062
係長	124	50.4	5,259	5,541	5,541	5,763	5,763
主任	48	45.4	4,294	4,836	4,836	5,330	5,330
係員	96	33.1	3,050	3,529	3,529	3,891	3,891

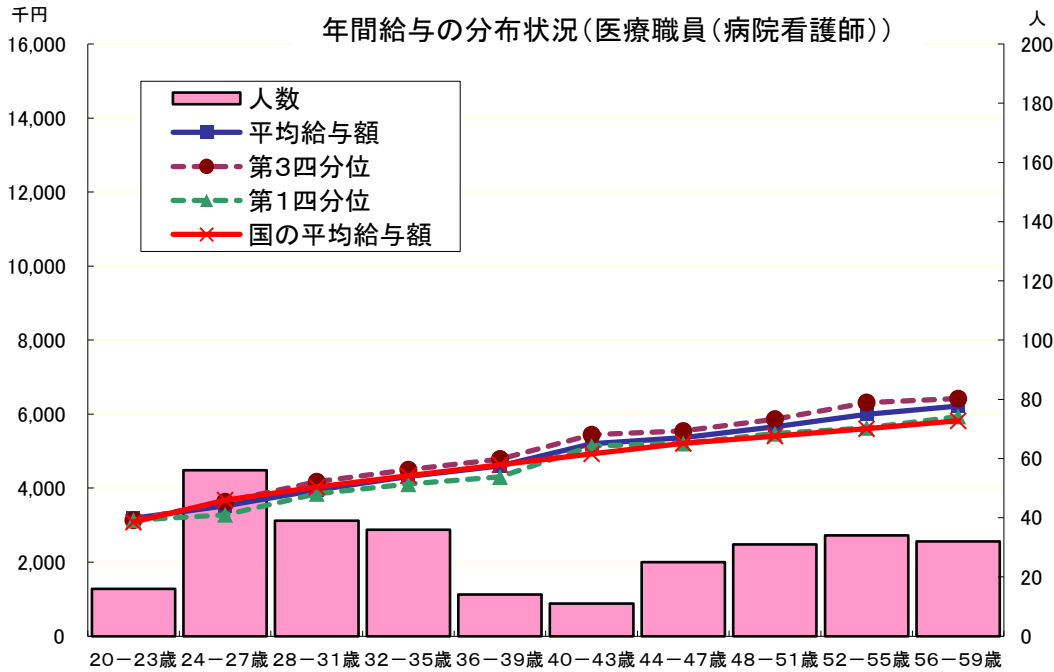
注1:「課長」には同相当職である「事務長」,「監査室長」及び「高度専門職」を,「課長補佐」には同相当職である「事務長補佐」及び「専門職」を,「係長」には同相当職である「技術専門職員」を含む。

注2:「部長」の該当者は3名のため,当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから,年間給与の第1,第3分位については記載していない。



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
教授	227	56.0	8,435	8,931	9,466
准教授	171	46.4	6,866	7,222	7,684
講師	56	42.5	6,074	6,567	7,139
助教	151	39.7	5,472	5,843	6,235
教務職員	11	45.5	4,520	4,775	5,154



(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
看護部長	1	-	-	-	-
副看護部長	4	54.3	-	6,443	-
看護師長	27	55.4	6,148	6,256	6,416
副看護師長	58	48.3	5,421	5,628	6,068
看護師	204	34.3	3,535	4,226	4,811

注1:「看護部長」の該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額については記載していない。

注2:「副看護部長」の該当者は4名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、第1、第3分位については記載していない。

③ 職級別在職状況等(平成25年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		係員	主任係員	係長主任	課長補佐係長	課長課長補佐	部長課長
人員(割合)	328人	26人 (7.9%)	58人 (17.7%)	130人 (39.6%)	77人 (23.5%)	22人 (6.7%)	13人 (4.0%)
年齢(最高～最低)		46歳 } 24	59歳 } 26	59歳 } 35	59歳 } 47	59歳 } 41	59歳 } 45
所定内給与年額(最高～最低)		2,702千円 } 2,043	3,521千円 } 2,350	4,513千円 } 2,519	4,802千円 } 4,167	5,592千円 } 4,349	6,532千円 } 5,441
年間給与額(最高～最低)		3,444千円 } 2,648	4,572千円 } 3,045	5,860千円 } 3,259	6,328千円 } 5,512	7,193千円 } 5,784	8,310千円 } 7,091

区分	計	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		部長	事務局長部長	事務局長	事務局長
人員(割合)	-	2人 (0.6%)	該当者なし (%)	該当者なし (%)	該当者なし (%)
年齢(最高～最低)		}	}	}	}
所定内給与年額(最高～最低)		千円 }	千円 }	千円 }	千円 }
年間給与額(最高～最低)		千円 }	千円 }	千円 }	千円 }

注:7級の該当者は2名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		教務職員	助教	講師	准教授	教授
人員(割合)	616人	11人 (1.8%)	151人 (24.5%)	58人 (9.4%)	169人 (27.4%)	227人 (36.9%)
年齢(最高～最低)		58歳 } 29	64歳 } 28	55歳 } 29	64歳 } 31	64歳 } 43
所定内給与年額(最高～最低)		4,168千円 } 2,948	5,639千円 } 3,334	5,937千円 } 3,582	7,131千円 } 4,028	8,433千円 } 5,005
年間給与額(最高～最低)		5,428千円 } 3,809	7,218千円 } 4,224	7,597千円 } 4,766	9,219千円 } 5,253	11,061千円 } 6,453



(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		准看護師	看護師	副看護師長	看護師長	副看護部長	看護部長
人員 (割合)	294人	該当者なし (%)	204人 (69.4%)	58人 (19.7%)	27人 (9.2%)	4人 (1.4%)	1人 (0.3%)
年齢(最高～最低)		}	58歳 } 23歳	59歳 } 29歳	59歳 } 46歳	56歳 } 50歳	}
所定内給与年額(最高～最低)		}	4,449千円 } 2,371千円	5,080千円 } 3,018千円	4,935千円 } 3,936千円	4,799千円 } 4,729千円	}
年間給与額(最高～最低)		}	5,954千円 } 3,133千円	6,663千円 } 3,988千円	6,676千円 } 5,267千円	6,492千円 } 6,381千円	}

区分	計	7級
標準的な職位		看護部長
人員 (割合)	-	該当者なし (%)
年齢(最高～最低)		}
所定内給与年額(最高～最低)		}
年間給与額(最高～最低)		}

注:6級の該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

④ 賞与(平成24年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 64.8	% 67.5	% 66.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.2	% 32.5	% 33.8
	最高～最低	% 44.6～32.9	% 41.3～30.7	% 42.9～31.9
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 66.1	% 68.6	% 67.4
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 33.9	% 31.4	% 32.6
	最高～最低	% 34.7～31.0	% 31.9～28.6	% 33.2～29.8

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 64.9	% 67.6	% 66.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.1	% 32.4	% 33.7
	最高～最低	% 45.2～33.0	% 41.8～30.7	% 43.4～31.9
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 66.1	% 68.7	% 67.4
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 33.9	% 31.3	% 32.6
	最高～最低	% 44.8～30.9	% 41.4～28.4	% 43.0～29.6

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	%	%	%
	最高～最低	%	%	%
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.8	% 68.4	% 67.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.2	% 31.6	% 32.8
	最高～最低	% 34.5～31.8	% 31.9～29.4	% 33.2～30.5

注:医療職員(病院看護師)における管理職員は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから記載していない。

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一)) 81.0

対他の国立大学法人等 90.1

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等 92.1

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三)) 102.2

対他の国立大学法人等 94.6

注:当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出。

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 81.0	
	参考	地域勘案 87.9
		学歴勘案 81.0
		地域・学歴勘案 87.8
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未滿となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 36.6% (国からの財政支出額 13,176百万円, 支出予算の総額 36,008百万円:平成24年度予算)	
	【検証結果】 対国家公務員 81.0, 国からの財政支出の割合が36.6%であることから、適切な給与水準の状況であると思われる。	
	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成23年度決算)	
講ずる措置	今後も適正な役職員の給与水準となるよう努めたい。	

○医療職員(病院看護師)

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 102.2	
	参考	地域勘案 104.7
		学歴勘案 101.1
		地域・学歴勘案 103.2
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	給与臨時特例措置の実施にあたり、病院の経営判断により、医学部附属病院に所属する医療職員については減額後の俸給月額等のほか、減額前の俸給月額等との差額に相当する額を支給したためと考えられる。 【主務大臣の検証結果】 法人の看護職員の職員構成と国の職員構成が異なっていること、法人の給与制度は国家公務員の制度と概ね同様であることから、給与水準は概ね適正であると考え。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 36.6% (国からの財政支出額 13,176百万円, 支出予算の総額 36,008百万円:平成24年度予算)	
	【検証結果】 対国家公務員 102.2, 国からの財政支出の割合が36.6%であることから、適切な給与水準の状況であると思われる。	
	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成23年度決算)	
講ずる措置	今後も適正な役職員の給与水準となるよう努めたい。	

・教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 93.7

(注)上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成24年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。

### III 総人件費について

区 分	当年度 (平成24年度)	前年度 (平成23年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成 22年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 9,518,033	千円 10,167,305	千円 (%) △ 649,272 (△6.4)	千円 (%) △ 905,500 (△8.7)
退職手当支給額 (B)	千円 1,061,103	千円 1,056,631	千円 (%) 4,472 (0.4)	千円 (%) 159,274 (17.7)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 3,403,975	千円 2,993,123	千円 (%) 410,852 (13.7)	千円 (%) 916,613 (36.9)
福利厚生費 (D)	千円 1,689,271	千円 1,666,819	千円 (%) 22,452 (1.3)	千円 (%) 124,016 (7.9)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 15,672,382	千円 15,883,878	千円 (%) △ 211,496 (△1.3)	千円 (%) 294,403 (1.9)

注)「非常勤役職員等給与」においては、寄付金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「(18)役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注)「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

#### 総人件費について参考となる事項

##### 1. 対前年比の増減要因の分析について

①給与、報酬等支給総額 対前年度比 △6.4%

減額となったのは、給与臨時特例措置により給与を387,200千円減額支給したこと及び勤勉手当の成績優秀者制度を実施しなかったこと、並びに平成23年度中に中高年齢層について俸給表を引き下げたこと及び退職者の後任補充抑制や下位職位者の採用等による人件費の減額が主な要因である。

②退職手当支給額 対前年度比 0.4%

「国家公務員の退職手当の支給水準引き下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき講じた措置により43,353千円削減したものの、平成24年度は定年退職者等の退職手当額の大きい職員が多く退職したため、全体として前年度とほぼ同水準となった。

③非常勤役職員等給与 対前年度比 13.7%

給与臨時特例措置により25,187千円減額し、また「国家公務員の退職手当の支給水準引き下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき講じた措置により149千円削減したものの、看護体制整備に係る看護師の増員があったため、全体として増額となった。

④最広義人件費 対前年度比 △1.3%

減額となったのは、「①給与、報酬等支給総額」で記載した内容が主な要因であるが、一方で「③非常勤役職員等給与」で記載した内容による増額があったため、その減額の割合が低く抑えられている。

注)給与臨時特例措置による減額及び退職手当の支給水準引下げによる削減額については、特定の職種の人数が少なく、個人に関する情報が特定されるおそれがあるため、職種ごとではなく総額のみを記載している。

### IV 法人が必要と認める事項

「国家公務員の退職手当の支給水準引き下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、平成25年1月1日から以下の措置を講ずることとした。

役員に関する講じた措置の内容:調整率の設定・・・87/100

(経過措置)

(1)平成25年1月1日～平成25年9月30日・・・100/100→98/100

(2)平成25年10月1日～平成26年6月30日・・・98/100→92/100

(3)平成26年7月1日以降・・・・・・・・・・ 92/100→87/100

職員に関する講じた措置の内容:調整率の引下げ・・・104/100→87/100

(経過措置)

(1)平成25年1月1日～平成25年9月30日・・・104/100→98/100

(2)平成25年10月1日～平成26年6月30日・・・98/100→92/100

(3)平成26年7月1日以降・・・・・・・・・・ 92/100→87/100